

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年9月9日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ガーナ国「都市廃棄物管理アドバイザー」及びリベリア国「都市廃棄物管理アドバイザー」
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
事業実施・支援業務用契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：ガーナ国「都市廃棄物管理アドバイザー」及びリベリア国「都市廃棄物管理アドバイザー」

調達管理番号：26a00626

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年9月9日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ガーナ国「都市廃棄物管理アドバイザー」及びリベリア国「都市廃棄物管理アドバイザー」

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年11月 ～ 2029年1月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の17%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25か月以降）：契約金額の6%を限度とする。

（６）部分払の設定

本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。^１具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- １）２０２６年度（２０２７年２月）
- ２）２０２７年度（２０２８年２月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

地球環境部環境管理・気候変動対策グループ第二チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
１	資料ダウンロード期限	２０２６年 ９月 １５日 まで
２	企画競争説明書に対する質問	２０２６年 ９月 １６日 １２時まで
３	質問への回答	２０２６年 ９月 ２８日 まで
４	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	２０２６年 １０月 ２日 １２時まで
５	プレゼンテーション	行いません。
６	評価結果の通知日	２０２６年 １０月 １４日まで
７	技術評価説明の申込日（順位が第１位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して７営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※２０２３年７月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

^１ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/S8B2wbrrEi>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

６．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１）プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ⑥

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（<https://partner.jica.go.jp/>）

（ただし、パスワードを除く）

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙5の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙△「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と設定した業務の目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- ▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	行動計画の実効性確保に向けたアプローチ ²	第3条 実施方針及び留意事項、2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (3)、(4)

² 本案件では、行動計画の策定そのものではなく、策定した行動計画が実施機関の既存の開発計画、予算計画及び事業計画に反映され、実際の事業実施につながることを重視している。廃棄物管理分野では、計画が策定されたものの、予算措置や事業実施につながらず活用が限定的となる事例も見られることから、本案件では行動計画の実効性確保に向けたアプローチを重視する。このため、行動計画の実効性確保の観点から、①関係機関の巻き込み及び合意形成の方法、②既存の計画・予算制度への反映方法、③行動計画の継続的な活用を促進する仕組み、④行動計画のフォローアップ及びモニタリングの方法、について具体的に提案すること。

2	ガーナ・リベリア各国でのパイロット活動の内容 ³	第3条 実施方針及び留意事項、2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（5）
3	第三国視察の概要 ⁴	第3条 実施方針及び留意事項、2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（8）

1. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタ

³ パイロット活動は単なる実証事業ではなく、行動計画に位置付ける優先施策の有効性及び実施上の課題を検証し、その結果を行動計画へ反映することを目的としている。本案件では、行動計画の策定に加え、実際の活動を通じて施策の実現可能性や課題を検証し、その結果を行動計画の改善につなげることを重視している。また、案件形成時点では対象地域及び実施内容を特定していないため、応募者の知見や経験によって、有効な活動内容や成果の活用方法に差異が生じることが想定される。このため、①対象地域の選定方針、②活動内容、③成果の確認方法、④行動計画へのフィードバック方法、について具体的に提案すること。

⁴ 本案件では、本邦招へいは想定していない一方、ガーナ及びリベリアと類似する課題を有する国の実践事例から学ぶ機会を重視している。他方、視察先によって得られる知見や期待される成果が大きく異なることから、視察対象の選定は案件成果に影響を与える重要な要素と考えている。また、本案件では単なる視察の実施ではなく、視察を通じて得られた知見を両国の行動計画策定や能力強化活動へ具体的に活用することを重視している。このため、①視察対象国及び機関、②視察テーマ、③参加対象者、④視察成果をガーナ及びリベリアにおける行動計画策定及び能力強化へ活用する方法、について具体的に提案すること。

ント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、業務の目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1、2「案件概要表」のとおり。

なお、両国の案件の採択後の2026年6月、JICA地球環境部は、要請書を踏まえ、案件枠組みを整理するための調査団を現地に派遣し、先方政府との協議の結果、別紙1、2に示す案件概要にまとめた。

別紙1、2「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙3「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1)本業務の基本方針

本業務は、個別専門家スキームであり、技術移転や政策助言を通じて、実施機関の政策・技術的能力強化を図ることを目的とする。具体的には、ガーナ及びリベリアにおいて廃棄物管理改善に向けた行動計画を策定するとともに、その実効性を高めるためのパイロット活動を実施することを通じて、関係機関による計画策定・実施能力の強化を図ることを目的とする。

また、行動計画の策定にとどまらず、関係機関による既存の各種開発計画・予算計画等へ行動計画の内容を反映・組み込むことを通じて、行動計画が具体的な事業の実施につながることを重視する。

本業務は、ガーナ及びリベリアにおける都市廃棄物管理アドバイザー派遣を対象とする単一契約の下で実施する。両国は、都市部における収集運搬体制の改善、最終処分場の適正管理、資源循環の推進等の共通課題を有しており、知見共有や業務の効率化が期待できることから、一体的に実施するものである。

一方で、両国における協力はそれぞれ独立した要請に基づき採択されたものであり、案件としては個別のものとして扱う。このため、行動計画については各国の制度、実施体制及び課題を踏まえ、それぞれの関係機関と協働の上、各国別に策定することを想定している。

業務の実施に当たっては、業務全体の進捗管理及び品質管理を一体的に行うとともに、両国間の知見共有及び相互学習を促進し、一方の国で得られた成果や教訓を他方の国へ活用することで、業務全体としての効果の最大化を図ること。併せて、渡航計画や調査工程等についても効率的な実施を図ること。

(2)防災・気候変動適応を含む都市課題としての廃棄物管理

ガーナ及びリベリアでは、不適切に排出された廃棄物が排水路を閉塞し、豪雨時の浸水・洪水被害を助長している。特にガーナでは近年大規模な洪水が発生し、人的被害も生じ、大統領も廃棄物対策に力を入れているほか、リベリアにおいても我が国の無償資金協力により整備された道路「ジャパンフリーウェイ」周辺でも冠水被害が多発しており、道路インフラの劣化要因となっている。

このため、行動計画策定やパイロット活動の実施に当たっては、洪水リスクの高い地域や排水路へのごみ流出が顕著な地域を優先的に対象として検討することについて先方と協議をするなど、防災及び気候変動適応の観点を踏まえて業務を実施すること。

(3)行動計画の基本方針

行動計画は、対象地域全体を対象とした実践的な計画として策定することを想定している。廃棄物の発生・収集・運搬・処分に係るフロー、サービス実態にかかる調査の実施を通じて、廃棄物の発生から最終処分場までに至るまでの流れ（中間処理の現状や不法投棄量の試算含む）等の整理、ドローン調査を通じた最終処分場の残余年数把握等の現状確認を行ったのち、課題を整理する。

行動計画では、廃棄物管理に係る主要課題ごとに、優先アクション、実施時期、実施主体及び関係機関の役割分担、必要予算の概算額等を整理するとともに、自治

体の特性や優先課題に応じた取組の方向性を示す、おおむね5年間程度の実行可能なロードマップを想定する。個々の自治体ごとの詳細な事業計画や施設整備計画の策定までは求めないものの、関係機関が予算化や事業化に活用できる具体性を有するものとする。

ガーナではグレーターアクラ州全体を対象とするが、州内の主要都市であるアクラ市及びテマ市を重点対象として、詳細な現状分析及び施策検討を行うことを想定している。その上で、州内29の基礎自治体（ガーナでは一般的にMetropolitan, Municipal, District Assemblyを略してMMDAsと呼称される）への展開を見据えた道筋の提示を含む行動計画を策定すること。

リベリアではグレーターモンロビア都市圏を対象とするが、同都市圏の廃棄物管理の大部分を担うMonrovia City Corporation (MCC)を重点対象として、詳細な現状分析及び施策検討を行うことを想定している。一方で、最終処分場の共同利用等、グレーターモンロビア都市圏においては広域的な廃棄物管理システムが形成されていることから、Paynesville City Corporation (PCC)を含む関係機関との連携も考慮した内容とすること。なお、PCCは独自の廃棄物管理行動計画を有しているため、その内容との整合性に留意するとともに、必要に応じて同計画の更新に向けた提言を行うこと。

(4)行動計画の実効性確保

本業務で策定する行動計画は、新たな行政文書として単独での承認を取得することを主目的とするものではない。他方、先方関係機関が有する既存の開発・予算計画へその内容を反映・組み込むことにより、行動計画に示された取組の実施につなげることを想定している。

業務開始初期に関係機関との協議を通じて、行動計画の活用方法及び既存の計画・予算制度への反映プロセスを確認するとともに、具体的な反映先や反映方法を整理すること。

また、業務期間中を通じて、関係機関による計画の活用及び既存計画への反映を促進するための取組を行うこと。特に、行動計画の優先アクションが関係機関の年次計画、中期計画や予算要求等に反映されるよう、必要な助言及び支援を行うこと。

なお、活用促進策⁵としては、関係機関向けワークショップの開催、行動計画を既存の計画策定・レビュー過程で活用するための仕組みづくり等が考えられるが、これらに限定されるものではない。

⁵ 行動計画の実効性を確保するための効果的な方策についてプロポーザルで提案すること。

(5)パイロット活動⁶

本業務では、行動計画策定に加え、その有効性や実現可能性を検証するためのパイロット活動を実施する。

ガーナでは、グレーターアクラ州内を対象に、収集運搬改善または発生源分別の取組の試行を想定している。その際、大統領イニシアティブとの関連性を確保するなど、先方政府の政策との一貫性確保や日本支援のプレゼンス向上に資する工夫を行うこと。

リベリアでは、グレーターモンロビア都市圏を対象として、ジャパンフリーウェイ周辺において、収集運搬改善等による目に見える効果が確認できる取組を含むことを想定している。

(6)他ドナーとの連携及び役割分担の整理

特にガーナの首都アクラでは、多くのドナーや開発パートナーが廃棄物分野の支援を実施しており、一部では支援内容の重複も見られる。

本来は先方政府が中長期的な方向性を示し、各ドナーの役割分担を整理することが望ましいが、現状では十分な調整が行われているとは言い難い。

このため、業務実施に当たっては関係ドナーとの積極的な情報交換を行い、各支援の進捗や計画を把握するとともに、全体の方向性の中で各ドナーが担う役割や相互補完関係を整理すること。

(7)日本の強みを活かした協力可能性の検討

本業務は、ガーナ及びリベリアにおける JICA 初の廃棄物管理分野の協力案件として位置付けられる。行動計画の策定に当たっては、日本が有する廃棄物管理分野の経験や技術的強みを踏まえつつ、現地の課題やニーズとの適合性を十分に検討すること。また、(7)の結果も踏まえ、将来的な技術協力、無償資金協力、民間連携等も視野に入れ、日本による今後の協力可能性を整理し、発注者へ共有すること。

(8)日本及び第三国の知見活用⁷

関係機関の理解促進及び能力向上のため、日本及び近隣国における廃棄物管理の事例を共有する機会を設けること。一方、日本における高度な焼却中心型の廃棄物管理システムが、そのままガーナ又はリベリアに適用可能であるとは限らないことに留意すること。

本業務では、本邦招へいは想定しておらず、両国と類似する課題に対応した開発

⁶ 具体的な内容についてプロポーザルにて提案すること

⁷ 第三国視察の内容についてプロポーザルにて提案すること

途上国の経験も積極的に活用することを予定している。特に、JICA が技術協力を通じて収集運搬改善等を支援した近隣国等への第三国視察をはじめ、経験共有の機会を検討すること。また、ガーナ及びリベリアの間でも共通課題が多いことから、両国間の知見共有を促進すること。

(9) 現地コンサルタントの活用

必要な現地調査の実施に際しては、ローカルリソースの活用を含め、効率的、合理的な方法を検討すること。特に、活動上、渡航の必要性が生じた場合、JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）の遵守を徹底し、JICA が規定する手続きを行うとともに、安全情報を十分入手し、無理のない計画を立てて実施すること。

また、関係機関との関係性の構築にあたっては、オンライン会議に加えて、現地コンサルタント等を活用してコミュニケーションの確保、効率的な情報収集ができる体制を検討すること。

(10) 【ガーナのみ】クマシ市の巻き込み

JICA では現在、2011-2013 年に策定したガーナのクマシ市を対象とした都市開発マスタープランの更新をするプロジェクトがまもなく開始予定である。同マスタープランにおいても廃棄物管理は重要課題の一つとして位置づけられる予定である。

そのため、本業務で実施する主要なワークショップ等については、JICA 事務所からの助言や支援を受け、クマシ市のマスタープラン関係者（廃棄物管理担当部署の関係者を含む）の参加を得て知見共有を行うなど、都市開発分野との整合性を図る取組を行うこと。なお、クマシ市関係者の参加については、2 名が 3 回程度参加することを目安として想定している。

(11) ワークショップ等への参加に係る費用負担

本業務において現地で実施するワークショップ等への参加に必要な先方の日当等については、原則として先方関係機関による負担を想定する。一方、本業務は個別専門家案件であり、先方負担事項を規定した討議議事録（Record of Discussion: R/D）はないため、先方機関による負担が困難であり、活動の円滑な実施のために必要と認められる場合には、JICA ガーナ事務所やリベリア F0 とも協議の上、適用される規定及び運用に基づき、必要に応じて費目振替その他の対応を検討する。なお、当該費用について応募者に見積計上又は負担を求めるものではない。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙4「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1)プロジェクトの活動に関する業務

1)ガーナ案件

- 成果1(グレーターアクラ州の廃棄物管理に係る現状及び既存計画・事業の実施状況が整理・分析される)に関する活動
 - 1-1: 既存資料のレビュー及び関係機関へのヒアリング、現地再委託による廃棄物フロー・サービス実態調査及びドローン調査を含む必要な調査を通じて、国全体の関連政策・計画及びグレーターアクラ州における廃棄物管理の現状・課題(制度、組織体制、財源及び関係機関の役割分担を含む)を整理・分析する。また、不適切な廃棄物管理が排水機能や洪水リスクに与える影響についても確認する。
- 成果2(グレーターアクラ州の廃棄物管理に係る行動計画が策定される)に関する活動
 - 2-1: 活動1-1の分析結果及び既存計画・ドナー支援事業との整合性を踏まえ、民間委託事業者の契約管理改善、インフォーマルセクターとの連携強化、中継施設及び最終処分場の効率的利用並びに発生源分別の適用可能性を含む、収集運搬、中間処理及び最終処分等の各段階における改善方策を検討する。
 - 2-2: 改善方策の実施に向けて、必要な制度・組織体制・財源を検討するとともに、MLGCRA、AMA・TMA、その他自治体及び関係機関(ドナーを含む)の役割分担を整理する。
 - 2-3: 改善方策の優先付けを行うとともに、将来的な事業化に向けた優先課題・施策を整理する。
 - 2-4: 関係機関及び各ドナーとの協議を踏まえ、グレーターアクラ州を対象とした行動計画を策定する。
- 成果3(パイロット活動を通じて改善策の有効性及び実施上の課題が検証され、得られた教訓が行動計画に反映される)に関する活動⁸
 - 3-1: 優先課題・施策を踏まえ、現地調査及び関係者との協議を通じて、パイロット活動の対象地域及び実施内容を選定する。
 - 3-2: パイロット活動を実施し、現地での実施状況のモニタリング及びデータ収集結果を踏まえ、改善策の有効性及び実施上の課題を検証する。
 - 3-3: パイロット活動から得られた教訓を整理し、行動計画に反映する。
- 成果4(能力強化及び知識共有に関する活動を通じて、関係機関による廃棄物管理改善に向けた実践的な能力が強化される)に関する活動

⁸ パイロット活動の実施に係る現地での情報収集、データ取得、実施状況の確認及びモニタリング等の業務については現地再委託を活用することを想定している。一方、これらの結果を踏まえた改善策の有効性及び実施上の課題の分析・評価並びに行動計画への反映はコンサルタントが実施する。

- 4-1: 策定した行動計画の各自治体の公式計画体系(Annual Action Plan や Mid-Term Development Plan 等)への反映に向けた方策を整理する。また、本行動計画策定を通じて得られた知見を踏まえ、必要に応じて国の公式計画体系(National Environmental Sanitation Strategy and Action Plan 等)への示唆を整理する。
- 4-2: 作成した行動計画を各自治体及び関係機関へ共有し、各機関における活用促進のためのワークショップや協議等を実施する。
- 4-3: ガーナ国内、日本及び他国における廃棄物管理の知見・経験を共有するためのセミナー、ワークショップ及び視察等を実施する。

2)リベリア案件

- 成果 1(グレーターモンロビア都市圏の廃棄物管理に係る現状と課題が整理・分析される)に関する活動
 - 1-1: GMISWF を含む既存計画及び関連資料のレビュー、過去の JICA 課題別研修において策定されたアクションプランの分析、関係機関へのヒアリング、現地再委託による廃棄物フロー・サービス実態調査及びドローン調査を含む必要な調査を通じて、国全体の関連政策・計画及びグレーターモンロビア都市圏における廃棄物管理の現状・課題(制度、組織体制、財源及び関係機関の役割分担を含む)を整理・分析する。
- 成果 2(グレーターモンロビア都市圏の廃棄物管理に係る行動計画が策定される)に関する活動
 - 2-1: 活動 1-1 の分析結果及び既存計画との整合性を踏まえ、収集運搬、中間処理、最終処分等の廃棄物管理の各段階における改善方策の検討を行う。
 - 2-2: 改善方策の実施に向けて、必要な制度・組織体制・財源を検討するとともに、MCC・PCC 及び関係機関(ドナーを含む)の役割分担を整理する。
 - 2-3: 改善方策の優先順位付けを行うとともに、将来的な事業化に向けた優先課題・施策を整理する。
 - 2-4: 関係機関及びドナーとの協議を踏まえ、グレーターモンロビア都市圏を対象とした行動計画を策定する。
- 成果 3(パイロット活動を通じて改善策の有効性及び実施上の課題が検証され、得られた教訓が行動計画に反映される)に関する活動⁹
 - 3-1: 優先課題・施策を踏まえ、現地調査及び関係者との協議を通じて、パイロット活動の対象地域及び実施内容を選定する。
 - 3-2: パイロット活動を実施し、現地での実施状況のモニタリング及びデータ収

⁹ パイロット活動の実施に係る現地での情報収集、データ取得、実施状況の確認及びモニタリング等の業務については現地再委託を活用することを想定している。一方、これらの結果を踏まえた改善策の有効性及び実施上の課題の分析・評価並びに行動計画への反映はコンサルタントが実施する。

集結果を踏まえ、改善策の有効性及び実施上の課題を検証する。

- 3-3: パイロット活動から得られた教訓を整理し、行動計画に反映する。
- 成果 4(能力強化及び知見共有に関する活動を通じて、関係機関による廃棄物管理改善に向けた実践的な能力が強化される)に関する活動
 - 4-1: 策定した行動計画の MCC 及び PCC における事業計画・予算計画への反映に向けた方策及び PCC において策定中の廃棄物管理計画との整合確保に向けた提言・対応方策を整理する。また、本行動計画策定を通じて得られた知見を踏まえ、必要に応じて国の廃棄物管理政策への示唆を整理する。
 - 4-2: 作成した行動計画を MCC、PCC 及び関係機関へ共有し、その活用促進のためのワークショップや協議等を実施する。
 - 4-3: リベリア国内、日本及び他国の廃棄物管理に関する知見・経験を活用したセミナー、ワークショップ及び視察等を実施し、関係機関の知識及び実践的能力の向上を図る。

3) 両国における本事業の効果的な実施及び持続性確保に資する活動

- 関連する日本企業の進出や参入に関する情報整理及びその促進に関する提言
- 本事業の終了後に両国政府が取るべき政策や実施に関する活動の提言
- 本事業の終了後に JICA もしくは他ドナーが継続的な支援を検討する場合の本事業成果に基づく成果の展開等に関する提言
- JICA が将来的な技術協力、無償資金協力、民間連携等を検討する場合の協力内容や効果的な実施に関する助言及び提言

(2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。一方、関係機関職員を対象とした第三国視察を実施することを想定しており、その内容についてはプロポーザルにて提案すること。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注

者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ

- 提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	—
ワーク・プラン	2027 年 2 月中	英語	電子データ	—
半期報告・レビュー報告書	6 ヶ月毎(年 2 回)	英語、日本語 (要約のみ)	電子データ	—
業務完了報告書	契約履行期限 末日	日本語、英語	製本	和文 1 部、 英文 4 部
			CD-R	1 部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ①業務の概要(背景・経緯・目的)
- ②業務実施の基本方針
- ③業務実施の具体的方法
- ④業務実施体制(関係機関との連携等を含む)

- ⑤業務フローチャート
- ⑥詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑦要員計画
- ⑧先方実施機関便宜供与事項
- ⑨その他必要事項

（３）半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書

- ① 要約
 - ② 業務の概要（背景・経緯・目的）
 - ③ 活動内容
 - ④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
 - ⑤ 業務目標の達成度
 - ⑥ 案件終了後の先方等による活動に関する提言
- 添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）
- （ア）業務フローチャート
 - （イ）WBS 等業務の進捗が確認できる資料
 - （ウ）人員計画（最終版）
 - （エ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
 - （オ）その他活動実績
 - （カ）行動計画（ガナ分、リベリア分）

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （１）行動計画（ガナ分、リベリア分）

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- （１）今月の進捗、来月の計画、当面の課題

- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	パイロット活動	行動計画策定の過程で実施するパイロット活動について、活動実施に係る現地調整、普及啓発活動、事業用物品の調達及び使用、活動実施支援、モニタリング及び基礎データの取りまとめ等を行う。	2回（ガーナ、リベリア1回ずつ）	定額計上
2	廃棄物フロー・サービス実態調査	調査対象機関との調整、現地踏査、関係機関・民間事業者等へのインタビュー調査の実施支援、既存資料及び基礎データの収集・整理、調査結果の一次取りまとめ等を行う。	2回（ガーナ、リベリア1回ずつ）	定額計上
3	ドローン調査	ガーナ及びリベリアにおいて対象最終処分場を対象としたドローン調査を実施し、空撮画像及び位置情報データの取得を行う。現地再委託先は、飛行許可取得に係る支援、現地調整、ドローン飛行、データ取得及び取得データの整理を行うものとする。	3回（ガーナ2回、リベリア1回）	定額計上

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。但し、現地再委託業務には、事業用物品の調達が含まれる。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法

により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1

案件概要表

1. 案件名(国名)

国名: ガーナ共和国(ガーナ)

案件名: 都市廃棄物管理アドバイザー

Municipal Solid Waste Management Advisor

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における廃棄物管理セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

ガーナでは、急速な都市化、人口増加及び経済成長に伴い都市廃棄物の発生量が増加している。特にグレーターアクラ州は、アクラ市(Accra Metropolitan Assembly: AMA)やテマ市(Tema Metropolitan Assembly: TMA)など29の基礎自治体(一般的にMetropolitan, Municipal, District Assemblyを略してMMDAsと呼称される)から構成される国内最大の人口集中地域であり、人口は約546万人¹⁰に達する。同29基礎自治体のうち25からなるグレーターアクラ首都圏の一般廃棄物発生量は0.70kg/人/日¹¹と報告されており、同廃棄物量をグレーターアクラ州の人口規模に換算すると、州内では約3,800トン/日の一般廃棄物が発生していると推計される。一方、基礎自治体の廃棄物管理に関するキャパシティは限定的であり、十分な廃棄物管理サービスが提供できていない。

グレーターアクラ州の廃棄物管理は民間企業への委託を中心とした体制となっている。高所得・中所得地域では民間事業者による戸別収集サービスが提供されている一方、低所得地域をはじめとする一部地域ではインフォーマルセクターが収集サービスを補完している。しかし、基礎自治体による民間事業者の契約管理やサービス水準の監督・評価体制は必ずしも十分ではなく、収集サービスの質及び効率性の向上が課題となっている。また、インフォーマルセクターについても収集活動や料金徴収の実態が十分に把握されておらず、公的な廃棄物管理システムにおける役割及び管理のあり方が明確になっていない。

収集された廃棄物の輸送については、一部の民間事業者が民間所有の中継施設を利用し資源ごみを取り除く等の中間処理を行っているものの、利用料金が高額であること等から、多くの場合は収集車両が最終処分場まで直接輸送している。そのため、収集・運搬の効率化及び輸送コストの低減が課題となっている。また、インフォーマルセクターが収集した廃棄物については、その搬入先や処分実態が十分に把握されておらず、一部はダンピングサイト等へ不法投棄されている可能性が指摘されている。こうした不適切な廃棄物管理は排水路の閉塞を招き、豪雨時の浸水・洪水リスクを高める要因の一つとされている。グレーターアクラ州では近年も洪水被害が繰り返し発生しており、2026年6月に起きた大規模洪水を受け、マハマ大統領は洪水被害の軽減及び環境衛生の改善に向けて、適正な廃棄物処理の推進や市民啓発活動の強化を進

¹⁰ Ghana 2021 Population and Housing Census (Greater Accra Region)

¹¹ University of Cape Coast, Municipal Solid Waste Characterization and Landfill Emissions Study in the Greater Accra Metropolitan Area (GAMA) (2020)

めている。

さらに、廃棄物は分別を行わない混合収集が主流であり、資源回収・再資源化が十分に進んでいない。このため、州内の最終処分場であるAdipa 処分場及びKpone 処分場への依存度が高く、両処分場では処分容量の逼迫が懸念されている。ガーナ政府も当該課題を重要な政策課題として認識し、新たな最終処分場整備等を世界銀行等の支援により進めている。

このような状況を踏まえ、グレーターアクラ州では、収集運搬体制の改善、民間事業者及びインフォーマルセクターとの連携のあり方、資源循環の促進並びに最終処分場の逼迫対策を含む総合的な廃棄物管理の方向性を整理し、優先的に取り組むべき施策を明確化することが求められている。これを踏まえ、地方自治・首長・宗務省 (Ministry of Local Government, Chieftaincy and Religious Affairs: MLGCRA)より個別専門家(都市廃棄物管理アドバイザー)の派遣が要請された。本事業は、MLGCRAを主たる対象とし、グレーターアクラ州全体の廃棄物管理上の課題分析、改善方策の検討及び実行可能な行動計画の策定に関する政策・技術的支援を行うことを目的とする。なお、改善方策の検討に当たっては、州内の主要都市であるAMA及びTMAを重点対象として詳細な現状分析及び施策検討を行う。

(2) 廃棄物セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置づけ

我が国の対ガーナ共和国国別開発協力量針(2019年9月)においては、重点分野の「インフラ開発」に廃棄物管理を位置付けており、本事業は同方針に沿うものである。また、対ガーナ共和国 JICA 国別分析ペーパー(JCAP)(2026 年3 月)では、重点分野「持続的成長を支える強靱な経済基盤構築」の下で「都市マネジメント向上」を主要開発課題として位置付けており、同課題の中で廃棄物管理の効率化や都市環境改善の重要性が指摘されている。本事業は、グレーターアクラ州における持続可能な廃棄物管理体制の構築を支援するものであり、同JCAPの方向性に沿うものである。

更に本事業は、環境管理分野におけるJICAの課題別事業戦略(JICAグローバル・アジェンダ)である「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ」のクラスター「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」に合致する。

SDGsの観点からは、本事業がSDGsゴール11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」、同12「持続可能な消費と生産パターンの確保」及び同13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献するものである。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行は、グレーターアクラ州を対象として、Integrated Urban Environmental Sanitation Master Planの策定支援を通じ、廃棄物管理施設を含む衛生インフラの現況把握、施設マッピング、将来需要予測及び優先投資案件の検討等を支援した。現在は「Greater Accra Resilient and Integrated Development Project(GARID)」を通じて、新規最終処分場及び中継施設の整備等を支援している。

C40(世界大都市気候先導グループ)¹²の枠組みの中で英国政府は旧AMAを対象とした「Waste Optimization Strategy」の策定支援を実施している。なお、2019年の地方自治体再編により、旧AMAは現AMAを含む複数の自治体に分割されている。

¹²気候変動対策に取り組む約100の大都市等で構成される国際都市ネットワーク。

また、C40 Cities Finance Facility(CFF)(C40とGIZ等による共同実施)は、発生源分別及びコンポスト化事業に関する技術・財務的実現可能性の検討及び資金調達支援を行っており、同事業はアフリカ開発銀行(AfDB)の資金供与対象として採択されている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

廃棄物管理の改善のための行動計画が策定され、その実施に向けた能力が強化される。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

グレートアクラ州

(3) 総事業費(日本側)

約9,700万円

(4) 事業実施期間

2026年11月～2028年11月を予定(計24か月)

(5) 事業実施体制

本事業は、MLGCRA環境衛生局を実施機関として、グレートアクラ州全体を対象とした廃棄物管理改善のための行動計画の策定等を支援する。策定に当たっては、州内の主要都市であるAMA及びTMAを重点対象として詳細な現状分析及び施策検討を行うとともに、州内の各自治体との協議や情報収集を通じて、それぞれの課題やニーズを踏まえた州全体の行動計画を策定する。策定した行動計画はMLGCRAが州内各自治体へ展開し、各自治体が年次行動計画(Annual Action Plan)及び中期開発計画(Mid-Term Development Plan)への反映を通じて具体的な施策を実施することを想定する。

4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果1: グレートアクラ州の廃棄物管理に係る現状及び既存計画・事業の実施状況が整理・分析される。

成果2: グレートアクラ州の廃棄物管理に係る行動計画が策定される。

成果3: パイロット活動を通じて改善策の有効性及び実施上の課題が検証され、得られた教訓が行動計画に反映される。

成果4: 能力強化及び知識共有に関する活動を通じて、関係機関による廃棄物管理改善に向けた実践的な能力が強化される。

(2) 主な活動

- ・ 活動1-1: 既存資料のレビュー及び関係機関へのヒアリング、必要に応じて各種調査等を通じて、国全体の関連政策・計画及びグレートアクラ州における廃棄物管理の現状・課題(制度、組織体制、財源及び関係機関の役割分担を含む)を整理・分析する。また、不適切な廃棄物管理が排水機能や洪水リスクに与える影響についても確認する。
- ・ 活動2-1: 活動1-1の分析結果及び既存計画・ドナー支援事業との整合性を踏まえ、民間委託事業者の契約管理改善、インフォーマルセクターとの連携強化、中継施設及び最終処分場の効率的利用並びに発生源分別の適用可能性を含む、収集運搬、中間処理及び最終処分等の各段階における改善方策を検討する。

- ・ 活動2-2: 改善方策の実施に向けて、必要な制度・組織体制・財源を検討するとともに、MLGCRA、AMA・TMA、その他自治体及び関係機関(ドナーを含む)の役割分担を整理する。
- ・ 活動2-3: 改善方策の優先付けを行うとともに、将来的な事業化に向けた優先課題・施策を整理する。
- ・ 活動2-4: 関係機関及び各ドナーとの協議を踏まえ、グレートアクラ州を対象とした行動計画を策定する。
- ・ 活動3-1: 優先課題・施策を踏まえ、パイロットプロジェクトの対象地域及び実施内容を選定する。
- ・ 活動3-2: パイロットプロジェクトを実施し、改善策の有効性及び実施上の課題を検証する。
- ・ 活動3-3: パイロットプロジェクトから得られた教訓を整理し、行動計画に反映する。
- ・ 活動4-1: 策定した行動計画の各自治体の公式計画体系(Annual Action PlanやMid-Term Development Plan等)への反映に向けた方策を整理する。また、本行動計画策定を通じて得られた知見を踏まえ、必要に応じて国の公式計画体系(National Environmental Sanitation Strategy and Action Plan等)への示唆を整理する。
- ・ 活動4-2: 作成した行動計画を各自治体及び関係機関へ共有し、各機関における活用促進のためのワークショップや協議等を実施する。
- ・ 活動4-3: ガーナ国内、日本及び他国における廃棄物管理の知見・経験を共有するためのセミナー、ワークショップ及び視察等を実施する。

以上

案件概要表

1. 案件名(国名)

国 名: リベリア共和国(リベリア)

案件名: 都市廃棄物管理アドバイザー

Municipal Solid Waste Management Advisor

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における廃棄物管理セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

リベリアの首都モンロビア市(Monrovia City Corporation:MCC)及び隣接するペインズビル市(Paynesville City Corporation:PCC)を中心とするグレーターモンロビア都市圏では、急速な人口増加と都市化の進展に伴い、都市廃棄物の発生量が増加している。廃棄物発生量は日量約 1,254 トン¹³とされており、今後さらなる増加が見込まれている。

家庭ごみについては主に CBEs(Community-Based Enterprises)及び自治体直営、事業系廃棄物については主に SMEs(Small and Medium Enterprises)が収集運搬を担っている。しかし、これらの民間事業者の能力や行政による監督・管理体制は十分とは言えず、安定的かつ効率的な収集サービスの提供に課題を抱えている。また、MCC 及び PCC は収集車両や機材を十分に保有していないことから、中継施設から最終処分場への搬送が滞り、中継施設に廃棄物が滞留するなど、収集運搬システム全体の機能不全が生じている。このような状況を背景に、グレーターモンロビア都市圏の廃棄物収集率は約 23%¹⁴にとどまっており、発生する廃棄物の相当部分が適切な収集・処理システムに組み込まれていない。

加えて、収集された廃棄物の受け皿となる最終処分体制にも課題を抱えている。同地域の廃棄物は唯一の最終処分場である Whein Town 最終処分場へ搬入されているが、同処分場は 2012 年に供用開始され、当初設計では供用期間 5 年を想定していたにもかかわらず、新規処分場の建設計画が進んでいないことから現在も継続利用されている。このため残余容量不足が深刻化しており、2026 年には処分場内火災も発生するなど、施設の安全性及び持続的な運営に対する懸念が高まっている。

こうした収集運搬システム及び最終処分体制の課題により、グレーターモンロビア都市圏各所では廃棄物の散乱や不法投棄が常態化している。これらは排水路の閉塞による浸水・洪水被害や公衆衛生環境の悪化を招く要因となっているほか、我が国の無償資金協力により整備されたジャパンフリーウェイを含む主要幹線道路においても冠水や舗装の劣化が確認されるなど、都市インフラの維持管理にも影響を及ぼしている。

グレーターモンロビア都市圏においては、MCC と PCC が廃棄物管理の主要な実施主体となっており、両自治体は Whein Town 最終処分場を共同利用している。また、都市圏を構成するその他の自治体は廃棄物管理に係る独自の予算を有しておらず、その大部分については MCC が、一部については PCC が代行して廃棄物管理サービスを提供している。

¹³ Greater Monrovia Integrated Solid Waste Framework (GMISWF), 2026

¹⁴ Greater Monrovia Integrated Solid Waste Framework (GMISWF), 2026

MCC は 2026 年に「Greater Monrovia Integrated Solid Waste Framework(GMISWF)」を策定・公表し、収集運搬サービスの改善、中継施設及び最終処分場の適正管理、官民連携の強化等の方向性を示している。しかしながら、限られた予算や人員の中で各施策の優先順位や実施手順、関係機関間の役割分担については、更なる具体化が必要な状況にある。

このような状況を踏まえ、グレーターモンロビア都市圏における持続可能な廃棄物管理体制の構築に向けて、MCC の計画・運営能力の強化及び GMISWF の具体化・実施促進を支援するため、個別専門家(都市廃棄物管理アドバイザー)の派遣が要請された。なお、MCC 及び PCC からは、これまでに JICA の廃棄物関連課題別研修に参加した職員がアクションプランを作成しているものの、財源や実施体制、人材・能力面の制約等により実施には至っていない。このため、行動計画策定にあたっては、当該アクションプランの内容も反映することが期待されている。

本事業では MCC を主たる対象としつつ、PCC 等との連携の下、既存の廃棄物関連計画及び GMISWF との整合性を確保しながら、グレーターモンロビア都市圏における廃棄物管理上の課題分析、改善方策の検討、優先施策の試行及び実行可能な行動計画の策定に対する政策・技術的支援を行い、GMISWF の具体化及び実施促進を支援することを目的として、個別専門家を派遣する。

(2)廃棄物セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ

我が国の対リベリア共和国国別開発協力量針(2025 年 4 月)においては、重点分野である「持続的かつレジリエントな都市整備」に廃棄物管理を位置付けており、本事業は同方針に沿うものである。さらに本事業は、環境管理分野における JICA の課題別事業戦略(JICA グローバル・アジェンダ)である「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」のクラスター「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」に合致するものである。

SDGs の観点からは、本事業が SDGs ゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」、同 12「持続可能な消費と生産パターンの確保」及び同 13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献するものである。

(3)他の援助機関の対応

世界銀行は、2012 年に Whein Town 最終処分場及び Fiamah 中継施設、Stockton Creek 中継施設の整備を支援した。また、Cheesemanburg 新規最終処分場の整備を計画していたが、資金制約により建設には至っていない。2025 年には Whein Town 最終処分場にブルドーザー等の重機を供与している。加えて、MCC 及び地方主要都市を対象として、自治体の財務管理・歳入動員能力の強化や、民間セクターの活用を含む廃棄物管理計画の策定支援を実施している。

国連開発計画(UNDP)は、環境保護庁(EPA)及び MCC に対し、National Solid Waste Management Policy の策定支援を実施し、同政策は 2024 年に承認された。

Cities Alliance(EU 資金)は、グレーターモンロビア都市圏においてコミュニティベースの廃棄物収集サービスの強化、廃棄物管理に関するベースライン調査、廃棄物発電の実現可能性検討、住民啓発活動等を実施している。

また、カナダ政府は、EPA 及び MCC 等と連携し、有機性廃棄物の減量化及び資源化を目的としたコンポスト化施設の整備を支援している。

3. 事業概要

(1)事業目的

廃棄物管理の改善のための行動計画が策定され、その実施に向けた能力が強化される。

(2)プロジェクトサイト／対象地域名

モンロビア市及びグレーターモンロビア都市圏

(3)総事業費(日本側)

約 9,700 万円

(4)事業実施期間

2026 年 11 月～2028 年 11 月を予定(計 24 か月)

(5)事業実施体制

MCC を実施機関とし、PCC 及び関係機関と連携して、グレーターモンロビア都市圏全体を対象とした廃棄物管理改善のための行動計画を策定する。グレーターモンロビア都市圏を構成する自治体の多くは廃棄物管理に係る独自の予算や実施体制を有しておらず、MCC・PCC 以外の自治体における廃棄物管理サービスの大部分については MCC が、一部については PCC が代行して提供している。このため、行動計画の検討は、都市圏における主要な実施主体である MCC を中心に行う。一方で、MCC と PCC は最終処分場を共同利用するとともに、グレーターモンロビア都市圏における広域的な廃棄物管理システムを構成していることから、PCC が策定中の廃棄物管理計画との整合を図りつつ、PCC 及び PCC が廃棄物管理サービスを代行している地域における廃棄物管理の方向性についても検討し、行動計画に反映する。なお、PCC との調整については MCC を通じて実施することを基本とする。

4. 事業の枠組み

(1)成果

成果 1: グレーターモンロビア都市圏の廃棄物管理に係る現状と課題が整理・分析される。

成果 2: グレーターモンロビア都市圏の廃棄物管理に係る行動計画が策定される。

成果 3: パイロット活動を通じて改善策の有効性及び実施上の課題が検証され、得られた教訓が行動計画に反映される。

成果 4: 能力強化及び知見共有に関する活動を通じて、関係機関による廃棄物管理改善に向けた実践的な能力が強化される。

(2)主な活動

- ・ 活動 1-1: GMISWF を含む既存計画及び関連資料のレビュー、過去の JICA 課題別研修において策定されたアクションプランの分析、関係機関へのヒアリング、必要に応じて各種調査等を通じて、国全体の関連政策・計画及びグレーターモンロビア都市圏における廃棄物管理の現状・課題(制度、組織体制、財源及び関係機関の役割分担を含む)を整理・分析する。
- ・ 活動 2-1: 活動 1-1 の分析結果及び既存計画との整合性を踏まえ、収集運搬、中間処理、最終処分等の廃棄物管理の各段階における改善方策の検討を行う。
- ・ 活動 2-2: 改善方策の実施に向けて、必要な制度・組織体制・財源を検討するとともに、MCC・PCC 及び関係機関(ドナーを含む)の役割分担を整理する。
- ・ 活動 2-3: 改善方策の優先順位付けを行うとともに、将来的な事業化に向けた優先課題・施策を整理する。
- ・ 活動 2-4: 関係機関及びドナーとの協議を踏まえ、グレーターモンロビア都市圏を

対象とした行動計画を策定する。

- ・ 活動 3-1: 優先課題・施策を踏まえ、パイロットプロジェクトの対象地域及び実施内容を選定する。
- ・ 活動 3-2: パイロットプロジェクトを実施し、改善策の有効性及び実施上の課題を検証する。
- ・ 活動 3-3: パイロットプロジェクトから得られた教訓を整理し、行動計画に反映する。
- ・ 活動 4-1: 策定した行動計画の MCC 及び PCC における事業計画・予算計画への反映に向けた方策及び PCC において策定中の廃棄物管理計画との整合確保に向けた提言・対応方策を整理する。また、本行動計画策定を通じて得られた知見を踏まえ、必要に応じて国の廃棄物管理政策への示唆を整理する。
- ・ 活動 4-2: 作成した行動計画を MCC、PCC 及び関係機関へ共有し、その活用促進のためのワークショップや協議等を実施する。
- ・ 活動 4-3: リベリア国内、日本及び他国の廃棄物管理に関する知見・経験を活用したセミナー、ワークショップ及び視察等を実施し、関係機関の知識及び実践的能力の向上を図る。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的に活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(2) 業務の柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスや業務を取り巻く環境の変化によって、活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き業務の方向性について発注者に提言する。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う。

(3) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(4) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(5) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及び業務内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、業務の基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

2. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、業務の進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1 年に 1 回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて業務計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、業務進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、業務の成果や業務目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- 業務終了の半年前の終了時評価調査など、業務実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用した業務の活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

4. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、業務の活動結果、業務目標の達成度に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中の業務の活動結果、業務目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：廃棄物管理の技術支援業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙5 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

① 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

② 対象国及び類似地域：ガーナ国、リベリア国及び全途上国地域

③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年11月頃より業務を開始し、2029年1月までに業務を完了することを想定している。具体的な業務工程については、特記仕様書案に記載の内容を踏まえ、効率的かつ効果的な実施方法をプロポーザルにて提案すること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 26.36 人月

2) 渡航計画

ガーナ及びリベリアを対象とする業務であることを踏まえ、効率性及び安全性を考慮した渡航計画を提案すること。

JICAとしては、現地業務渡航を計24回程度想定しており、そのうち18回程度は一回の渡航でガーナ及びリベリア両国を訪問することを基本としている。一方で、安全面や現地事情への対応等を踏まえ、ガーナ又はリベリアのみを対象とした渡航も一部想定している。

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではない。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- パイロット活動
- 廃棄物フロー・サービス実態調査
- ドローン調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ① ガーナ国案件要請書
- ② リベリア国案件要請書
- ③ JICA ガーナ事務所基礎調査「Data Collection Survey on Solid Waste management in Urban Areas of Ghana and Liberia」Final Survey Report
- ④ アフリカ地域「アフリカのきれいな街プラットフォーム」および全世界におけるクラスター事業戦略に基づいた廃棄物管理現状把握調査 ファイナルレポート
- ⑤ JICA 地球環境部 現地調査結果

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所、リベリアフィールドオフィスなどにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）報酬について

本件業務のうちリベリア案件に係る業務¹⁵については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。

「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料２：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

（２）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（３）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

170,736,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（４）別見積としている項目、及び（５）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

¹⁵ リベリア案件に係る想定業務量は約13.18人月。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(4) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について（該当する□にチェック）

本案件は定額計上があります（24,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	パイロット活動 ¹⁶	「第2章 特記仕様書案、第4条 業務の内容、2.(1),1)および2). 成果3に関する活動3-1~3-3」	10,000千円	現地再委託費、事業用物品	再委託
2	廃棄物フ口	「第2章 特記仕様書案、	8,000千円	現地再委託費	再委託

¹⁶ 改善策の有効性及び実施上の課題に係る分析・評価はコンサルタントが実施することを想定している。現地再委託の対象は、当該分析・評価のために必要な情報収集、データ取得、実施状況の確認・モニタリング等の作業である。

	一・サービス実態調査	第3条、2. 本業務に係る実施方針及び実施事項（4）」「第2章 特記仕様書案、第4条 業務の内容、2.(1),1)および2). 成果1に関する活動1-1」			
3	ドローン調査	「第2章 特記仕様書案、第3条、2. 本業務に係る実施方針及び実施事項（4）」「第2章 特記仕様書案、第4条 業務の内容、2.(1),1)および2). 成果1に関する活動1-1」	3,000千円	現地再委託費、物品レンタル代	再委託
4	第三国視察	「第2章 特記仕様書案、第4条 業務の内容、活動4-3」	3,000千円	参加者 ¹⁷ の出張旅費（交通費・宿泊費・日当）、現地移動費 ※同行者の旅費は含みません。	一般業務費

（6）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（7）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

¹⁷ 参加者とは、本業務に関連する実施機関及び関係機関職員（ガーナ及びリベリアのC/P各4名程度、約1週間等）を想定する。対象者及び支給の要否については業務実施段階においてJICAと協議の上決定する。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。なお、パイロット活動については現地再委託業務に事業用物品の調達を含みます。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

2) 上記1) に記載がない国については以下のレートを使用してください。

➤ リベリア現地通貨=1 円あたり 0.87007 円

別紙5：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)